

基本施策2 子育て家庭に対する相談・支援体制の充実

子育て家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携していくことで、子育ての不安を軽減するきめ細やかな相談体制をつくります。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
4-2-1	児童家庭支援センター運営費補助事業	重点項目21を参照(57ページ)	子)児童福祉総合センター
4-2-2	育児不安保護者支援事業 (くりのみグループ)	子育てに不安・困難のある保護者に、自己表現や意見交換、専門職からの助言を通して自己解決能力を高める自由な話し合いの場を設ける。 【参加者数】H20年度:6人⇒H26年度:15人	子)児童福祉総合センター
4-2-3	家庭児童相談員の配置事業	各区に、家庭・児童問題の相談窓口を設け、関係機関や団体等との連携を図りながら問題解決にあたる。 【各区に配置する家庭児童相談員数】 H20年度:10人⇒H26年度:現状維持	子)児童福祉総合センター
4-2-4	幼児教育相談	保護者から、就学前の幼児の「発達上の問題」「適応上の問題」「子育ての悩み」に関する相談を受け、支援する。	教)学校教育部
4-2-5	教育相談	児童生徒、保護者、教員等に対して、「不登校」や「特別支援教育」等に関わる相談支援を行う。	教)学校教育部
4-2-6 再掲 (1-1-6)	子どもの権利の救済 (子どもアシストセンター)	重点項目4を参照(42ページ)	子)子どもの権利救済事務局

基本施策3 経済的な支援の取り組み

経済的な理由から進学が難しい子どもを減らすために奨学金制度を拡充するとともに、子育て家庭の負担軽減を目的に、受益と負担の均衡を図りながら制度の維持・拡充に努めます。

■ 教育の機会を広げるための給付

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
4-3-1	奨学金	重点項目22を参照(57ページ)	教)学校教育部
4-3-2	特別奨学金	技能習得を目的とした学校に学ぶ、生活困難な世帯の子どもに対し、奨学金を支給する。	子)子育て支援部



子育て家庭の負担軽減

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
4-3-3	保育所保育料の軽減	保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定するとともに、国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望する。	子)子育て支援部
4-3-4	私学助成	私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、公私格差の緩和のため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校の教材教具の購入費等に対して補助を行う。	教)学校教育部
4-3-5	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる小・中学生が、支障なく義務教育を受けられるよう、保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。	教)学校教育部
4-3-6	助産施設	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けられる「助産施設」を維持する。 【助産施設数及び定員】 H20年度:5施設18床⇒H26年度:現状維持	子)子育て支援部
4-3-7	災害遺児手当	災害による遺児を扶養する方に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給する。災害遺児基金のさらなる造成に努め、手当額等を充実する。	子)子育て支援部
4-3-8	特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業	既存の特定優良賃貸住宅を活用して、子育て世帯に対する家賃の補助を拡大することで経済的負担を軽減し、子育てしやすい良質な住宅を提供する。	都)市街地整備部

～子育て世帯を対象にした手当～(平成22年4月現在)

経済的な支援としては、法律で定められた手当制度があります。
全国どこでも同じ取り扱いとなっております。

① 子ども手当

中学校修了前までの子どもを養育する保護者等を対象にした手当

② 児童扶養手当

母子家庭で子どもを養育する母親等を対象にした手当
(平成22年8月以降は、父子家庭の父親も対象)

③ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある子どもを養育する保護者等を対象にした手当

④ 障害児福祉手当

重度の障がいのある子どもを対象にした手当

基本目標5

特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり

課題と方針

第2章(31ページ)でみたように、札幌市では、児童虐待件数の急増を受け、虐待を理由として児童養護施設等で養育を受ける子どもが増加しています。

虐待をはじめとする不適切な養育環境で育った子どもたちには、特定の大人との愛着関係の中での個別的な支援が必要な場合が多く、国においては、社会的養護(34ページ)にあたって、家庭的な環境の下での個別的な養育が望ましいとの見解を示しています。

札幌市においても、虐待を受けて心に傷を負う子どもたちが増加している現状を受けて、個別的なケアを必要とする子どもたちに適切な環境を提供できるよう、里親や既存施設におけるケア単位の小規模化の推進など、家庭的な養育体制の整備を進めていくこととしました。

また、社会的養護の下で育った子どもたちは、自立の際にも保護者からの適切な支援を受けられない実態があります。このような子どもたちの自立を援助する方策として、自立援助ホーム事業を実施します。

さらに、施設等において、子どもたちが質の高い支援を受けられるよう、職員研修などにより施設職員の一層の資質の向上を図るほか、入所児童の権利を擁護する取り組みを進めていきます。

身体障がい、知的障がい、発達障がい等に関しては、早期発見及び早期の適切な療育が必要とされます。札幌市では、現在も様々な方法で早期発見・早期療育に取り組んでいますが、今後も、不安を抱える親の心情に寄り添いながら、適切な支援を進めていくとともに、負担軽減のために各種サービスを引き続き実施していきます。

また、「障がいの有無に関わらず、同じように当たり前に生活できる」という、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある子どもが、幼稚園・保育園・児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら健常児とともに過ごせるような体制に努めるとともに、学校教育の場面でも、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進めていきます。

また、札幌市は、全国平均と比べて離婚率が高く、母子家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っており、子どもの養育、住居、収入など様々な面において困難に直面しています。

特に収入面では、平成19年度に札幌市が実施した調査で、母子家庭のうち71.3%が年収250万円未満となっており、生活に困窮していることがうかがわれます。

札幌市では、平成20年に「札幌市母子家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を目的とした取り組みを進めてきましたが、今後も同様の取り組みを進めていき、父子家庭を含むひとり親家庭の自立を援助するとともに、その施策の充実が図られるよう、今後も引き続き国に対し要望していきます。



表6 政令指定都市の離婚率(平成20年)

札幌	2.42
仙台	1.93
さいたま	1.81
千葉	2.04
横浜	2.03
川崎	2.03
新潟	1.60
静岡	1.77
浜松	1.70
名古屋	2.07
京都	1.92
大阪	2.73
堺	2.29
神戸	2.05
広島	2.03
北九州	2.25
福岡	2.25

<資料>厚生労働省「人口動態統計月計年報」

表7 母子家庭の収入状況(平成19年度)

(%)	
150万円未満	24.7
150～200万円未満	27.4
200～250万円未満	19.2
250～300万円未満	10.5
300～350万円未満	5.4
350～400万円未満	2.8
400～450万円未満	2.3
450～500万円未満	1.5
500万円以上	2.3
無回答	3.8

<資料>札幌市母子家庭等自立促進計画

重点項目23 家庭的な養育環境の整備 [施策1]

家庭で養育できない事情のある子どもを自宅で養育する里親を募集し、里親登録数の増加を目指すとともに、里親登録の際には必ず事前研修を行い、養育に関する知識と技術の習得を支援するほか、里親制度の普及啓発も図っていきます。また、自らの住居等(ファミリーホーム)で養育する事業者に対して助成する「ファミリーホーム事業」を実施します。

さらには、地域小規模養護施設を新たに設置するとともに、既存施設においても、家庭的な養育が必要な子どもに適切な環境を提供できるよう、ケア単位の小規模化にも取り組みます。

【里親登録数】H20年度:130組⇒H26年度:140組

【ファミリーホーム設置数】H26年度:5か所

【機能見直し(小規模ケア化)施設数】H26年度:1か所

【地域小規模児童養護施設数】H26年度:1か所

子)子育て支援部 子)児童福祉総合センター

重点項目24 特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携 [施策2]

障がいのある子どもや発達の違いのある子どもなどに対する、幼稚園・保育所等での支援体制を構築していきます。

また、小学校入学後にも引き続き適切な支援を受けられるよう、連絡会議の開催などにより、幼稚園・保育所等と小学校との連携体制を強化していきます。

教)学校教育部 子)子育て支援部

重点項目25 特別支援教育の推進体制の充実 [施策2]

学校において、障がい児が、障がいの程度や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、「学びの手帳」の発行や、特別支援教育支援員の活用体制を整備するなどして、特別支援教育を推進していきます。

教)学校教育部

基本施策1 社会的養護の取り組み

家庭での養育が困難な子どもに対して、適切な養育環境を提供するとともに、必要に応じて自立に向けた支援を行います。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-1-1	家庭的な養育環境の整備	重点項目23参照(62ページ)	子)子育て支援部 子)児童福祉総合センター
5-1-2	自立援助ホーム事業 	義務教育終了後に児童自立支援施設を退所して就職する児童が社会的自立を目指して共同で生活する「自立援助ホーム」を運営する団体等への助成を実施する。 【自立援助ホーム設置数】H26年度:2か所	子)児童福祉総合センター
5-1-3	児童養護施設職員研修事業 	施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。 【基幹的職員(SV)養成人数】H26年度:12人	子)児童福祉総合センター
5-1-4 再掲 (1-2-1)	児童福祉相談・支援体制の強化 	重点項目5参照(42ページ)	子)児童福祉総合センター

基本施策2 障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもへの支援

障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもが、個々の力に応じて成長していけるよう、適切な療育の場や相談の場を確保するとともに、必要な福祉サービスを提供します。

また、学校教育や保育園・幼稚園など、あらゆる場において適切な支援のもとに過ごせるよう、体制の整備を進めていきます。

■ 乳幼児期における早期療育

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-1	療育支援事業 (さっぼ・こども広場)	発達に心配のある子どもを対象に、市内21会場で療育支援を行い、子どもの発達を促すとともに、保護者の悩みや相談に応じ、適切な情報提供を行う。	子)児童福祉総合センター
5-2-2	先天性障がい児早期療育事業	ダウン症などの先天性疾患がある乳幼児に、超早期療育により心身の発達を促すとともに、保護者への情報提供や育児支援を行う。	子)児童福祉総合センター
5-2-3	重度重複障害児外来保育事業(のびのび広場)	重度重複障がいのある乳幼児や医療的ケアを必要とする乳幼児を対象に、小集団での保育や個別の保育を行うとともに、保護者への育児支援を行う。	子)児童福祉総合センター
5-2-4	難聴幼児療育事業	乳幼児の聞こえに関する相談を受け、診察、検査、言語聴覚療法などを行うとともに、軽度から中程度の難聴幼児を対象とした小集団での指導を行う。	子)児童福祉総合センター

■ 通所・通園による療育事業

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-5	肢体不自由児通園施設事業	通園により、就学前の肢体不自由児に療育機能訓練を行うとともに、保護者に対して助言・援助を行う。 障がい種別に関わらず支援する「心身総合通園施設」への移行を検討する。	子)児童福祉総合センター
5-2-6	知的障害児通園施設事業	通園により、知的発達に心配のある障がい児に療育指導を行うとともに、保護者に対して助言・援助を行う。 障がい種別に関わらず支援する「心身総合通園施設」への移行を検討する。	子)児童福祉総合センター
5-2-7	重症心身障害児(者)通園事業	通園により、障害者支援施設において、重度の重複障がい児(者)に運動機能等に係る訓練・指導等を行う。 【通園事業所数】 H20年度:6事業所⇒H26年度:8事業所	保)保健福祉部
5-2-8	児童デイサービス	通園により、日常生活動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。 【事業所数】 H20年度:42事業所⇒H23年度:63事業所	保)保健福祉部

■ 幼稚園・保育園・児童会館での障がい児支援

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-9	特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携	重点項目24を参照 (62ページ)	教)学校教育部 子)子育て支援部
5-2-10	障がい児保育事業 (障がい児保育巡回指導含む)	保育に欠ける障がい児を保育所で受け入れ、集団保育をすることにより成長発達を促す。障がいの重度化・重複化や低年齢児の増加に対応し、受入体制や巡回指導体制の見直しを検討する。 【障がい児保育巡回指導回数】 H20年度:207回⇒H26年度:320回	子)子育て支援部
5-2-11 再掲 (6-2-5)	児童会館等における障がい児対応の充実	児童会館やミニ児童会館が、障がい児にとっても放課後の居場所となるよう、受け入れ体制の充実を図る。	子)子ども育成部

■ 学校における特別支援教育

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-12	特別支援教育の推進体制の充実	重点項目25を参照 (62ページ)	教)学校教育部
5-2-13	特別支援学級の整備	障がい児が可能な限り地域の学校で学べるよう、新たな特別支援学級の開設や、簡易整備教室への追加整備等により、特別支援学級の整備を推進する。	教)学校教育部
5-2-14	豊明高等養護学校における教育の充実	知的障がい児を対象とする「豊明高等養護学校」において、生徒の多様なニーズや新たな職域等への対応を図るため、職業学科のあり方を含めた教育内容について検討を行う。	教)学校教育部

■ 家庭を支援する障がい福祉サービスと医療費助成

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-15	居宅介護事業	食事・入浴・排せつ等の介護など、ホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。 【サービス提供量/月】 H20年度:46,128時間⇒H23年度:54,467時間	保)保健福祉部
5-2-16	短期入所事業	保護者の病気・出産・事故・介護疲れにより家庭で介護できない場合に、障がい児を一時的に施設で預かる。 【事業所数】 H20年度:45事業所⇒H26年度:46事業所	保)保健福祉部
5-2-17	障害者(児)日常生活用具給付事業	家庭での日常生活を容易にするため、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 【給付件数/年】 H20年度:26,318件⇒H23年度:32,655件	保)保健福祉部
5-2-18	在宅重度障がい者(児)紙おむつサービス	原則として3歳以上の在宅重度障がい者(児)に紙おむつを支給することにより、日常生活における負担軽減を図る。 【制度の延べ利用人数】 H20年度:13,961人⇒H26年度:18,709人	保)保健福祉部
5-2-19	重度心身障害者医療費助成	重度の障がい児(者)に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。	保)保険医療・収納対策部

■ 相談・支援体制

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-2-20 再掲 (4-2-4)	幼児教育相談	保護者から、就学前の幼児の「発達上の問題」「適応上の問題」「子育ての悩み」に関する相談を受け、支援する。	教)学校教育部
5-2-21	障がい児等療育支援事業	障がい児の地域生活を支えるため、専門職員が、療育支援・療育指導等を行い、身近な地域で支援できる体制整備を図る。 【事業を運営する相談支援事業所数】 H20年度:7か所⇒H23年度:17か所	保)保健福祉部
5-2-22	自閉症・発達障害支援センター事業	発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。	保)保健福祉部



基本施策3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、就職に向けた支援及び経済的な支援を引き続き行うとともに、必要な場合に生活の場を提供するなどして、自立を支援していきます。

番号	事業名	事業内容/達成目標	担当部
5-3-1	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保)保険医療・ 収納対策部
5-3-2	母子家庭等就業支援センター事業	就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。	子)子育て支援部
5-3-3	母子家庭自立支援給付金事業	資格取得や職業能力開発を目的とした講座を受講したり、資格取得に係る養成校に通った場合に、給付金を支給し、就職活動に有利な技能取得を支援する。	子)子育て支援部
5-3-4	母子福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要とする資金の貸付を行い、母子家庭の自立を促進する。	子)子育て支援部
5-3-5	母子家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事の援助を行う。	子)子育て支援部
5-3-6	母子生活支援施設	生活、住宅、就職等の問題を抱える母子に生活の場を提供するとともに、自立のための支援・指導を行う。 【施設数】H20年度:6施設⇒H26年度:現状維持	子)子育て支援部
5-3-7	母子緊急一時保護事業	夫等からの暴力により緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護し、自立に向けて支援を行う。 【施設数及び部屋数】 H20年度:1施設2室⇒H26年度:現状維持	子)子育て支援部
5-3-8	母子家庭等自立促進計画の策定	平成24年度で計画期間が終了する「母子家庭等自立促進計画」について、その後の計画を母子家庭等の状況を把握するとともに国の動向を見極めながら策定する。	子)子育て支援部



基本目標6

子どもが豊かに育つ環境づくり

課題と方針

子どもの権利条例の趣旨である「子どもの最善の利益の実現」に向けては、成長に伴って子どもが関わるあらゆる場が、自立した社会性のある大人へと成長する場であるとの認識が必要とされます。

中でも、子どもが多くの時間を過ごす「学校」での取り組みは重要です。

学校教育においては、学力の向上とともに、外国語教育の充実など、昨今の情勢に即したカリキュラムの充実を図るほか、新たに「札幌市学校教育の重点」において、「札幌らしい特色ある学校教育」を推進することとし、すべての学校が、3つのテーマ「雪」「環境」「読書」に沿った取り組みを進めることなどにより、将来の札幌を支え、世界で活躍する自立した市民・社会人の育成を目指していきます。

さらに、不登校やいじめなどの対策として、スクールカウンセラーの、より一層の活用などを進めるとともに、学校が児童虐待の早期発見の場であるとの認識のもとに、児童相談所などの関係機関との連携を進め、適切に対応できるような体制をつくっていきます。

また、就学前の子どもが過ごす場や、就学後の子どもが学校以外で過ごす場でも、子どもの豊かな成長に配慮した取り組みが必要になります。

まず、子どもの健全な育成のためには、安心して自由に遊べる場所を地域に確保することが重要です。札幌市の調査においても、子どもが安心して遊ぶことができる場を求める意見が多数見受けられました。札幌市では、「すべての子どもたちが安全で安心に過ごすことができる放課後の居場所づくり」について、小学校区ごとに放課後の居場所が確保されるよう、既存の児童会館やミニ児童会館を活用するとともに、児童会館が利用しにくい地域の小学校にミニ児童会館の整備を進めています。今後も、引き続き放課後の居場所づくりを進めるとともに、子どもたちや地域の声を反映させながら、事業内容の充実にも努めていきます。また、児童会館は、中学生や高校生の居場所としても活用していきます。

さらに、次代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら自己を確立できるよう、幼児期から学童期を通して、学校内外において様々な体験活動の機会を充実させる必要があります。文化・芸術活動や、スポーツ活動など、多様な体験型の活動を提供するとともに、子どもの主体的な学びや活動を支援する環境の整備にも努めていきます。

また、家庭や地域、学校などの子どもの教育・支援に携わる機関が連携して、子どもの育成にあたることを明確にし、地域の教育力の向上を図りながら、地域全体が子どもを見守りはぐんでいくための支援を進めていきます。

近年、インターネットや携帯電話が普及した結果、大人の目の届かないところで、有害情報が含まれるサイトに簡単にアクセスできるようになり、このようなサイトから発生する事件・トラブルに巻き込まれることが増えています。一方で、インターネットや携帯電話を利用した「いじめ」が深刻化している状況も生まれています。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが、被害者及び加害者になるのを防ぐために、子どもや保護者に対しての啓発活動をより一層推進していきます。



重点項目26	札幌らしい特色ある学校教育の推進 [施策1]
①雪関連事業～北国札幌らしさを学ぶ スキー学習、雪像づくりなど雪をテーマとした学習活動が充実するよう働きかけを行います。 【中学校、高等学校におけるスキー学習実施校数】H20年度:28校⇒H26年度:70校 ②環境関連事業～未来の札幌を見つける 札幌市の環境教育のページを活用し、学校と家庭や地域がともに環境教育にかかわる取り組みを行えるよう情報の共有を図るなど、環境をテーマとした教育活動の推進を図ります。 ③読書関連事業～生涯にわたる学びの基礎 学校図書館運営等に関わる学校図書館アドバイザー及び中学校の学校図書館に貸出・返却業務等の補助を行う学校図書館ボランティアを派遣するなど、読書にかかわる教育活動の充実を図ります。 【学校図書館ボランティア派遣校数】H20年度:6校⇒H23年度:98校	
教) 学校教育部	

重点項目27	いじめ、不登校、虐待等関連事業 [施策1]
①いじめ対策関連事業 全児童生徒を対象にした「いじめに関する意識調査」の実施や24時間いじめ電話相談事業など、いじめの早期発見・早期対応に努めていきます。 また、ネットトラブルから子どもを守るために、専門業者によるインターネット巡視を実施するとともに、保護者、専門家、教職員などによる「札幌市『ケータイ・ネット』セーフティ推進協議会」を設置し、情報モラル教育の推進や家庭への啓発活動などについて取り組んでいきます。 ②不登校対策関連事業 不登校の要因は心的要因や家庭環境、非行など多岐にわたり、背景に児童虐待が隠れている場合もあることから、心理の専門家や児童相談所などを加えた不登校対策検討会議を設置するとともに、研究開発事業として、要因分析や支援のあり方等について研究を進めていきます。 また、すべての学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制を整えていきます。 【臨床心理士等資格を持ったスクールカウンセラーの数】 H20年度:76名⇒H23年度:小中高に配置するすべてのスクールカウンセラー ③児童虐待対応関連事業 教育委員会と児童相談所が共同で作成した「児童虐待対応の手引」を教員に配布するとともに、これに基づく、教職員を対象とした研修会を実施し、早期発見、早期対応ができるよう努めていきます。 また、子どもの安否が確認できないなどの学校が対応に苦慮している事案については、弁護士や医師などの専門家や児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めていきます。	
教) 学校教育部	

重点項目28	放課後の居場所づくりの推進 [施策2]
すべての小学校区に放課後などの居場所を確保するため、必要性の高い校区において、小学校の余裕教室などを活用し、児童会館機能を備えたミニ児童会館の整備を進めます。 また、ミニ児童会館の整備が困難な小学校への対応として、モデル事業で実施している放課後子ども教室事業などにより、放課後の居場所づくりを推進します。 【児童会館などの放課後の居場所整備】H21年度:165か所⇒H26年度:190か所	
子) 子ども育成部	

重点項目29	学校・地域連携事業 [施策5]
子どもを豊かにはぐんでいくための地域教育力の向上と学校と地域との連携を図ることを目的として、子ども向けのプログラムを企画・実施するほか、地域人材の情報収集と活用、学校と地域の連携のあり方の検討を行います。 【実施校数】H20年度:50校⇒H26年度:80校	
教) 生涯学習部	